

みかたプラザ集会所利用のご案内

当集会所は、どなたでも利用できますので、各種会合、展示会、グループ活動等にご利用ください。
また、趣味・教養の場として文化教室も開催しておりますので、ご参加ください。

利用時間	10:00～21:00 (①10:00～12:00 ②13:00～15:00 ③15:30～17:30 ④18:00～21:00)
休館日	・ 年末年始 (12月29日～1月3日) ・ その他、集会所の設備点検、修繕工事等のための臨時休館日があります。
利用方法	①利用申込(ご利用者) ➡ ②利用内容の審査・通知(当社) ➡ ③利用料の支払(ご利用者) ➡ ④利用料の支払確認・利用者暗証番号の通知(当社) ➡ ⑤当日の利用
利用申込 ※先着順受付	インターネット予約 インターネット予約をご利用される場合は、利用者情報の事前登録が必要となります。 事前登録申請、予約システムへのログインは、当社ホームページをご覧ください。 ホーム > 会館・集会所 > みかたプラザ集会所 検索キーワード こうべ未来都市機構 × 🔍 電話代理予約 インターネットがご利用できない方は、電話でお申し込みください。 (電話番号) 078-754-6500 ※年末年始を除く 9:00～18:00
受付開始	ご利用3か月前の初日の深夜0時から ただし、電話代理予約はご利用3か月前の初日の朝9時から
受付終了	3日前まで ただし、電話代理予約は3日前の18時まで
利用料の支払い	①クレジット (VISA、MasterCard、JCB等) ②ペイジー ③コンビニ決済 ④Paypay ※利用料は 利用日の前日まで にお支払いください (ただし②③は申請許可日から60日後まで)。
利用のキャンセル	ご利用日の2日前までにキャンセルされた場合は、利用料を返金いたしますのでお申し出ください。上記②③④より利用料をお支払いいただいた場合は、返金手続きの書類を送付いたしますので、ご記入の上ご提出ください。(利用料の返金は、後日、口座振込となります。) ※利用日の 前日、当日のキャンセル である場合、 利用料の返金はありません 。
当日の利用	・ 集会所の玄関、各会議室は、利用者暗証番号により解錠(電子錠)してください。 ・ 利用者暗証番号は、申込時間帯の 開始15分前から終了15分後まで 有効となります。 ・ 集会所内の飲食はご遠慮いただいております。(健康上の水分補給は除く) ・ その他、次ページの「利用上の注意事項」をご確認の上、ご利用ください。
問い合わせ先	・ 予約、キャンセル、ご利用に関すること 078-754-6500 (会館集会所予約システム) ・ 利用料の支払い、返金に関すること 078-792-8833 (こうべ未来都市機構 西部地域事業部) ・ その他の集会所運営、管理に関すること 078-792-8833 (こうべ未来都市機構 西部地域事業部)
その他	・ 当集会所では文化教室を開講しております。文化教室の契約があり次第、年間予約を受付けますので、あらかじめご承知おきください。

利用上の注意事項

1. 利用時間は必ず厳守してください。
2. 利用日の2日前までに利用の取り消しがなかった場合は、既納の利用料は返金しません。
ただし、天災地変、事変その他、利用者の責めに帰すことができない場合は返金します。
3. 特別の設備若しくは器具を設置し、又は利用しようとするときは、あらかじめ承認をうけてください。
なお、利用を終了したときは直ちに原状回復してください。
4. 次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は集会所の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることがあります。
 - ① 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
 - ② 利用の承認に付した条件に違反したとき。
 - ③ 公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - ④ 集会所を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
 - ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、又はその関係者、その他反社会的勢力に係ると認められるとき。
 - ⑥ 株式会社こうべ未来都市機構がその利用を不適當であると認めるとき。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。
5. 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、集会所への入館を拒絶し、又は集会所からの退所を命ずることがあります。
 - ① 公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがある者。
 - ② 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者。
 - ③ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物、その他の物を携帯する者。
 - ④ 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者。
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある禁止行為をした者。
6. 集会所において管理上支障がある、次の行為をしてはいけません。
次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は集会所の利用を制限し、若しくはその停止を命令することがあります。
 - ① 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
 - ② 騒音、又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
 - ③ 集会所の施設、又はその他付属設備を汚損し、若しくは滅失し、又はこれのおそれのある行為をすること。
 - ④ 承認を受けずに広告物を掲示し、又はまき散らすこと。
 - ⑤ 承認された場所以外の場所へ立ち入ること。
 - ⑥ 敷地内で喫煙すること、また承認を受けずに飲食すること。
 - ⑦ 承認を受けずに寄付金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、不適當と認める行為をすること。
7. 集会所の利用を終了したとき、又は利用の承認を取り消されたときは、直ちに集会所を原状に回復してください。
株式会社こうべ未来都市機構は、利用の承認を受けた者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を取るべきことを命ずることがあります。
8. 集会所を利用するに際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときはこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
9. 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になると認めるときは、利用の許可をせず、又は、既にした利用の許可を取り消します。また、その判断にあたっては、兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

以上